

保護者様

龍谷富山高等学校長

「学校において予防すべき感染症」における出席停止について

学校保健安全法により下記の感染症は、「学校において予防すべき感染症」に指定されているため、他への感染のおそれがある期間は、出席停止の扱いとなります。（※出席停止は、欠席扱いにはなりません）

つきましては、主治医とご相談の上、適切な処置をお取りくださるようお願いいたします。

また、治癒後の登校に際しましては、主治医による登校許可が必要となります。下記の「登校許可証明書」を主治医に記入していただいでください。登校再開される日に学校へご提出ください。

※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の場合は、別紙「治癒報告書」の提出をお願いいたします。

「学校において予防すべき感染症」の出席停止期間の基準

病名	出席停止期間
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

*ただし、医師が感染拡大防止のため、必要と認めた場合は、この限りではありません。

登校許可証明書

龍谷富山高等学校長 殿

____年____組____番 氏名_____

診 断 名 : _____

上記の疾病について、____月____日から____月____日まで療養中でありましたが、主要症状が消失し、他への感染のおそれがないものと認め、____月____日からの登校を許可します。

令和 年 月 日

主治医氏名 _____ (印)